

1. 負担限度額認定申請の年度更新手続きについて

令和6年8月1日から居住費等の基準費用額・負担限度額が変わります

《制度の見直しについて》

近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、基準費用額の見直しが行われました。また、低所得の人の施設利用が困難とならないように、負担限度額についても一部変更となります。なお、見直し後の対象要件等については、添付しております「介護保険負担限度額認定の更新のご案内」をご確認ください。

《変更点》

- ・居住費等の基準費用額の見直し（食費は変更なし）
- ・負担限度額の変更（第1段階で多床室利用の場合は変更なし）

《今後の手続きについて》

- ・更新手続きのお知らせ（勧奨通知）は、6月中旬に発送予定です。
- ・新年度分の受付は、6月18日（火）から開始します。

《申請についての注意点》

- ・非課税年金収入（遺族年金と障害年金）を含めた額で利用者負担段階を判断しますので、非課税年金の受給があれば記入してください。
 - ・申請者（配偶者を含む）の資産要件の確認として預貯金等の写しを添付してください。（生活保護受給者を除く。）
- なお、通帳は申請日から2か月以内に記帳されたものを添付してください。

《添付資料》

「介護保険負担限度額認定の更新のご案内」

介護保険負担限度額認定の更新のご案内

介護保険負担限度額認定について、令和6年8月から居住費の基準費用額、負担限度額が一部変更となります。

■負担限度額（1日当たり）

《令和6年7月まで》

【】内はショートステイの場合

			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	基準費用額
居住費	多床室	特養等	0円	370円	370円	370円	855円
		老健・医療院等	0円	370円	370円	370円	377円
	従来型 個室	特養等	320円	420円	820円	820円	1,171円
		老健・医療院等	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円
	ユニット型個室的多床室		490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円
	ユニット型個室		820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円
食 費			300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	1,445円



《令和6年8月から》

【】内はショートステイの場合

			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	基準費用額
居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円	915円
		老健・医療院等	0円	430円	430円	430円	437円
	従来型 個室	特養等	380円	480円	880円	880円	1,231円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食 費			300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	1,445円

食費・居住費等の軽減（負担限度認定）を受けるためには申請が必要です。
引き続き「介護保険負担限度額認定証」の交付を希望される方は、次ページをお読みいただき、更新申請の手続きをお願いします。なお、更新を希望されない方は、手続きの必要はありません。

■ 申請受付

令和6年6月18日（火）から

7月18日（木）までにご提出いただいた方については、7月末日までに結果通知を発送します。7月19日（金）以降の受付分については、8月以降に随時発送します。

※8月30日（金）までに申請されなかった場合は、8月分の適用ができませんのでご注意ください。（申請月の1日からの適用となります。）

■ 提出先

◇山口市役所内介護保険課

◇小郡保健福祉センター内介護保険課

◇秋穂・阿知須・徳地・阿東総合支所総合サービス課

◇各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）
及び分館、大海総合センター

■ 手続きに必要なもの

- ☐ 介護保険負担限度額認定申請書
- ☐ 預貯金等の資産の額が分かる書類（写しでも可）
※配偶者がいる場合は、配偶者のものも必要
※生活保護受給中の方は不要
- ☐ マイナンバーカードまたは通知カード（本人・配偶者）
- ☐ 窓口に来られる方の本人確認のできる書類
- ☐ 代理人が申請される場合は代理権の確認のできる書類
- ☐ 自署できない場合は印鑑（本人・配偶者）

■ 申請時に必要な本人または代理権の確認ができる書類

窓口申請の際は、本人確認を行いますので、次の書類をご持参ください。

1. 提出者（窓口申請者）の公的証明書

※顔写真入りのもの1点（運転免許証など）、顔写真のないもの2点（健康保険証など）

2. 被保険者以外の代理人が申請する場合は、代理権が確認できるもの

（例）委任状、被保険者の公的証明書の原本（被保険者の介護保険被保険者証、医療保険証、年金手帳、障害者手帳など）、被保険者の預貯金通帳の原本、負担限度額認定証の更新期間については同封の案内通知等

■ 対象となる方

負担軽減を受けられるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 介護保険の認定を受けている方
- (2) 本人及び同一世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税者
- (3) 段階に応じた資産要件を満たしている方（下表参照）

段 階	判定基準	
	対象者	預貯金等の資産要件※2
第1段階	生活保護受給者または 世帯全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額※1の合計が80万円以下	単身 650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	単身 550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人年金収入（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額の合計が120万円超	単身 500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

※1 合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額になります。

合計所得金額に給与所得が含まれている場合、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額となります。

※2 第2号被保険者（40～64歳）の預貯金等の資産要件は、段階にかかわらず単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下となります。

■ 負担限度額（日額）

			第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	基準費用額
居 住 費	多床室	特養等	0円	430円	430円	430円	915円
		老健・医療院等	0円	430円	430円	430円	437円
	従来型 個室	特養等	380円	480円	880円	880円	1,231円
		老健・医療院等	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室の多床室		550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室		880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食 費			300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	1,445円

■ 預貯金等の資産が分かる書類

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
☐ 預貯金（普通預金・定期預金） ※本人、配偶者名義の全ての預貯金が対象 ※残高が少ない通帳も添付が必要 適正な審査のため申請日直近での記帳をお願いします。 なお、申請前にまとまった金額を引き出された場合は、領収書等の確認をさせていただきます。	通帳の写し （インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しも可） 通帳のコピー箇所 次の①から③までが全て必要となりますので漏れなくお願いします。 該当する部分については、 <u>全ページの上下をコピーしてください</u> 。 ① 銀行・支店・口座番号・名義 ② <u>最終残高の記載日から2か月前までの取引状況</u> ※最終残高の記載日は、申請日から2か月以内であること。ただし、直近2か月以内に出入金が無い場合は最新の取引日であること。 ③ 定期預金 ※同一通帳に定期預金がある場合、該当する全ページの上下 ※証書や定期専用の別通帳がある場合は <u>該当する全ページの上下及び銀行・支店・口座番号・名義の分かる部分</u>
☐ 有価証券・投資信託 株式・国債・地方債・社債など	銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
☐ 金・銀（積立購入含む） その他購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
☐ タンス預金（現金）	自己申告
☐ 負債 預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く。	住宅ローンやマイカーローンなどの借用証書（借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）
【申告不要な資産】 生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、 その他高価な価値のあるもので、ゴルフ場会員権など時価評価額の把握が困難であるもの	

【注意事項】虚偽の申告により不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額を返還していただくことがあります。

■□■【問合せ】山口市 介護保険課（TEL 083-934-2795）■□■